

# 入札要項

- 件名 (仮称) 北部総合スポーツセンター基本構想策定業務委託
- 履行場所 和泉市内
- 契約期間 契約日 ～ 令和7年9月30日(火)
- 業務履行期間 契約日 ～ 令和7年9月30日(火)
- 入札方法 公募型指名競争入札
- 入札執行年月日 令和6年5月29日(水) 午前10時00分
- 入札執行場所 和泉市役所本館5A会議室
- 入札保証金 和泉市財務規則(昭和39年和泉市規則第12号。以下「財務規則」という。)による
- 入札の辞退
  - 一 指名を受けた者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。
  - 二 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次のイ又はロに掲げるところにより行うものとする。
    - イ. 入札前にあっては、入札辞退届を担当課担当者等に提出するものとする。
    - ロ. 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
  - 三 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 入札の中止 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、入札者が一者となったとき、及び災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を中止、又は延期することがある。
- 入札書の引換禁止 入札書をいったん入札箱に投入した後、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消をすることはできない。
- 入札の無効 次の各一に該当する入札は、無効とする。
  - 一 入札参加資格のない者のした入札。
  - 二 委任状を持参しない代理人のした入札。
  - 三 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したとき。
  - 四 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札。
  - 五 入札書の記載事項が不明瞭なもの及び商号又は名称の記載を欠くもの及び代表者名・本市登録印(委任状を提出した場合は代理人名・代理人印)を欠くもの。
  - 六 入札書の金額を訂正したもの、及び金額の記載の不明瞭なもの。
  - 七 入札事務を執行する職員の指示に従わない者のした入札。
  - 八 電報又は郵送によるもの。
  - 九 入札額の内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの、又は提出があっても記名押印が不備なもの。
  - 十 入札額の内訳書の提出を求められた入札で、入札額の内訳書の合計額と入札書のコピー金額が同一でないもの。

- 入札書記載金額 消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額(総額)から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- 落札者の決定 入札比較価格の制限の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札は1回限りとし、入札比較価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、不調とする。  
入札比較価格の制限の範囲内で、落札者となるべき同価格の入札者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。
- 契約金額の決定 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とする。(ただし、端数は円未満切捨て)
- 最低制限価格 入札最低制限価格を設けた場合は、入札比較価格と入札最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格と入札最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者が2名以上あるときは14項を準用する。
- 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、財務規則第104条に該当する場合は免除する。
- 違約金の徴収 落札者が契約を締結しないときは、財務規則第95条の2第2項により落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 契約の締結 落札者は、落札決定日から7日以内に契約を締結しなければならない。7日以内に契約締結しない場合は、契約締結の意思なきものとして、落札者としての権利を失う。
- 契約代金等の支払い方法 検査合格後、落札者から成果物の引渡しを請け、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- 適用法令 地方自治法、同法施行令及び財務規則
- 閲覧書類 契約書(案)

入札要項の各項目を承諾し、入札に参加することをお届けします。

和泉市長 あて

令和6年5月29日

住 所

商号又は名称

氏名又は代表者

印